HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	国際ニュース報道における海外特派員の「認識の枠組み」に関する研究 ： 日本の新聞の中国報道を中心に [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	魯, 諍
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(国際広報メディア)
Dissertation Number	甲第14160号
Issue Date	2020-06-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/79167
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	LU_ZHENG_review.pdf, 審査の要旨

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（国際広報メディア）　　氏名：魯　諍

審査委員

主査　教授　西　茹
副査　教授　江口　豊
副査　教授　玄　武岩
副査　名誉教授　藤野　彰

学位論文題名
国際ニュース報道における海外特派員の「認識の枠組み」に関する研究
――日本の新聞の中国報道を中心に

本論文はジャーナリズム活動を担う主体である記者の認識に着目し、国際報道に携わる海外特派員の「認識の枠組み」に焦点を絞り、事例として、日本の新聞における中国特派員の「認識の枠組み」の様相を実証的に考察したものである。

近年、中国報道について指摘される報道の傾向性の問題が、ジャーナリズムの専門性、ジャーナリズムの原則の欠如によるものではなく、中国報道に携わる記者の「認識の枠組み」が十分に発揮されていないためではないかとの仮説を設定し、その上で、記者の認識の枠組みを阻害する要因の探求を目指した。

論証は全６章で展開される。第一章では、ギデンズの行為する主体の理論を検討し、本研究の中心概念としての「認識の枠組み」を提示し、記者の「認識の枠組み」の構成を理論的に説明した。第二章では、記者の「認識の枠組み」にアプローチする方法論と具体的な手法を検討した。第三章では、朝日・読売二紙の中国に関する連載記事についてのテクスト分析から、組織レベルでの中国特派員の「中国に対する認識」の実態と変化を考察した。第四章では、中国特派員が書いた書籍・雑誌記事のテクスト分析から「中国に対する認識」と「中国報道に対する認識」を考察したうえで、第三章での考察結果と比較しながら、中国特派員「職業的認識」と「政治的・社会的に認識」の関連性を検討し、知見を提供した。第五章では、現役の中国特派員に対する深層面談のトランスクリプトを分析し、第三章と第四章の考察結果を踏まえながら、現在の中国報道の問題の原因となる記者の「認識の枠組み」に潜む問題点を明らかにした。最後の第六章では、事例として取り上げられた中国特派員の「認識の枠組み」についての考察を総括し、その「認識の枠組み」を遂行する影響要因をめぐる議論を展開した。

５月８日１５時からおよそ２時間でオンライン会議システム Zoom にて、本論文について公開口頭試問を実施した。その後、学位論文としての合否判定および博士学院認定に係る外国語能力審査を主査・副査４人で行った。

本論文は次の点で評価された。まずは、従来のジャーナリズム研究分野において、ジャーナリズムを取り巻く環境、つまり、社会システム、社会制度、メディア組織、メディア組織の日常業務などの諸要素はニュース生産のプロセスに与える影響が多く検討されているが、諸要素と個人の記者、または記者が生産する内容との関係について立証するのが困難であるため、研究も少なかった。本研究は諸要素の個々の記者に対する影響関係を、記者の諸要素に対する認識に問い直すという発想の転換によって、日本の中国報道の現状、実態を記者の意識にまで踏み込んで捉える研究となり、従来の研究を発展させ、独自性の高い研究となっている。また研究方法について、本研究は「朝日・読売新聞の中国に関する連載記事」、「中国特派員が書いた書籍・雑誌記事」、「中国特派員に対する深層面談のトランスクリプト」といった多様なテクストを分析対象として選定した点に、特徴を有している。さらに、特派員の中国に対する認識と中国報道に対する認識の実態に迫るため、膨大なテクストを丹念に読み込み、粘り強く特派員との深層面談を実施し、重層的に緻密な考察を行った。それによって、特派員がジャーナリズムとしての取材の専門性を偏重する一方、取材対象の中国理解に対する意識が薄れるという矛盾や「認識の枠組み」の機能を発揮する反省的思考の欠如等の問題点を明らかにし、前述の執筆者の仮説を裏付けた。

以上の独創性や特徴が博士論文としてのレベルに達していると審査員全員一致で評価された。ただ審査委員から以下のような指摘もなされた。①本研究は改革開放以降の 1987 年からの新しい時代における中国特派員を考察対象としたが、それ以前、特に改革開放以前の状況と比較してみて、記者たちの認識の枠組みを時代変化との関連性の中で、その移り変わりがより明確に浮き彫りになるのではないか。②特派員の中国に対する認識と中国報道に対する認識の問題点と認識の枠組みの変化が見出されたが、その変化をもたらしたのは何なのかについて、環境と記者の関係性の中で検討していく必要があるのではないか。③論文構成上、研究方法の説明は独立の章として設ける必要性があるだろうかといった点である。これらの意見や質問に対して、執筆者から丁寧で明解な回答が得られた。

こうした問題点が残されているものの、本研究の挑戦的な試み、現段階の研究成果とその今後の進展の可能性等を考慮し、北海道大学の博士学位論文の要件と水準に満たしたと判断し、論文執筆者は北海道大学博士（国際広報メディア）の学位を授与される資格があるものと認めた。